

「あっせん委員会」の運営状況（令和6年10月～12月）について

令和6年10月～12月のあっせん委員会の運営状況は次のとおりである。

1. 当四半期における申立件数／あっせん手続件数

(1) 新規申立件数

あっせんの申立件数は0件。

(2) あっせん手続件数

あっせんの手続件数は1件。

あっせん手続件数

(単位：件)

	令和6年10月～12月
前四半期係属件数 (A)	1
令和6年10月～12月 新規申立件数 (B)	0
令和6年10月～12月 終結件数(C=a+b+c+d+e)	1
あっせん委員会によるあっせん案の提示後、和解件数 (a)	1
あっせん委員会によるあっせん案の提示後、不調件数(b)	0
申立人の申立て取下げ件数(c)	0
あっせん委員会によるあっせんの打ち切り件数(d)	0
あっせん委員会の適格性審査による不受理件数(e)	0
令和6年12月末係属件数(=A+B-C)	0

2. あっせんの申立て事案の概要とその結果

あっせん申立事案のうち、1件が終結（詳細は別紙のとおり）。

(別紙)

事案番号	令和6年度第1号
申立て概要	<ul style="list-style-type: none">・多数の不動産を所有していた父（被相続人）が死亡したが、遺言信託を契約していた父の公正証書遺言の条項には、申出人が相続する不動産に係る債務は申出人の負担とする旨の文言が明記されていた。しかし、その一方で、相続人ではない被相続人の孫（申出人の二男、以下「孫」という。）に遺贈する条項には、当該不動産に係る債務（貸付金）を孫の負担とする旨の文言がなかった。・被相続人は、孫に遺贈する不動産に係る債務は、申出人が相続する不動産と同様、孫の負担とするつもりであったが、遺言書の条項には孫の債務の負担に関する文言がないという不備があった。・この結果、当該銀行は遺言執行者に就任せず、家族間で遺産分割協議書を作成したため、当該遺言書は利用しなかった。このため、被相続人が遺言信託を契約する際に支払った手数料等を返還してほしい。
申立人の属性	個人
申立人の申出内容	<ul style="list-style-type: none">・遺言信託を利用する最大の目的は孫への不動産の承継であったが、公正証書遺言の当該条項に当該不動産に係る債務負担に関する文言がなかったため、孫に債務を承継させることができず、その結果、孫への当該不動産の承継そのものを断念せざるを得なくなった。・これは、相手方の文面ミスないし聞き取りミスを原因とするものであり、その結果、遺言信託を利用する最大の目的を果たすことはできなくなり、当該公正証書遺言も利用することなく、相続人間で遺産分割協議書を作成することとなった。・したがって、相手方は、公正証書遺言および遺言執行引受承諾に関する契約書に関して支払った金額（司法書士法人に支払った戸籍謄本交付等の費用や公証人への公正証書の作成費用を含む）を返還してほしい。
相手方信託銀行等の見解	<ul style="list-style-type: none">・被相続人の死亡後、相手方が申立人と面談したところ、相続人・受遺者全員で協議した結果、金融資産が非常に少なく、相続税のことを優先して配分するため、遺産分割協議を行うこととなった。また、相続税、登記費用が高額のため、遺言執行に係る費用は支払えないので、遺言執行者への就職は辞退してほしいとの依頼があった。・公正証書遺言のうち、孫への不動産の承継に係る条項に当該不動産の債務負担に関する文言が規定されていないのは、被相続人および申立人が相続税等を考慮したためであり、文面ミスや聞き取りミスではなく、

	<p>公正証書遺言に不備はなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手方は、孫は相続人でないため、遺言書でしか遺贈を受けられない旨を申立人に説明したところ、申立人からは、それは理解している旨の回答があったが、その後、申立人から相手方に対し、公正証書遺言に孫が債務を負担する旨の文言を入れるべきであったとの申出があり、相手方から経過を説明したが、申立人の納得が得られなかった。 ・公正証書遺言の内容は被相続人の意向に沿ったものであり、また、相続人が公正証書遺言を利用せず、遺産分割協議を行ったのは、相続税の負担を考慮した結果であり、公正証書遺言の内容不備が原因ではない。よって、相手方が申立人に対して遺言執行引受承諾に関する契約書の手数料を返還する義務はない。また、司法書士法人に支払った戸籍謄本交付の費用等の実費は顧客の負担であり、被相続人もそれを承諾しており、相手方には返還義務はない。さらに、公証人への公正証書遺言の作成費用は公正証書遺言作成の対価であり、公正証書遺言が作成されている以上、返還を求める根拠は存在せず、相手方に返還の義務はない。
あっせん手続の結果	<p>【和解】 所要期間 7か月14日</p> <p>令和6年6月17日開催のあっせん委員会において適格性の審査が行われた結果、当該申立てを受理することを決定。</p> <p>あっせん委員会における検討の結果、相手方が申立人に対して手数料を返金する責任はないと判断した。ただし、申立人は不動産経営を行っているとはいえ、法律については素人であり、プロである相手方は申立人の理解力や性格までも考慮し、もう少し丁寧に説明をしていれば、ここまで話はこじれることはなかったとも考えられることから、相手方が申立人に一定の解決金を支払うことで合意した。</p>